

平成28年 第13回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 平成28年7月27日(水) 開始時刻 午後1時30分
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席委員 水越教育長, 大場委員, 若度委員, 伊藤委員, 山田委員
- 4 説明員 篠塚教育次長, 小堀学校教育担当次長, 梓澤教育企画課長,
栗原学校教育課長, 小林教育センター所長
- 5 書記 大出課長補佐, 田上係長, 口川係長, 廻谷係長, 川島指導主事, 半田指導主事, 飯田指導主事, 原指導主事, 関総括, 大毛主事
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題
 - (1) 審議事項
議案第28号 平成29年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択について

8 議事の内容

教育長

ただいまから、平成28年第13回宇都宮市教育委員会を開会します。

会議録署名委員の指名 伊藤委員，山田委員

なお、本年度の教科書採択に関する要望書等は提出されておられませんので、ご連絡申し上げます。

また、教科書採択に係る審議につきましては、5月の定例会でご審議いただいたとおり、本年度より公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、議案第28号 平成29年度使用宇都宮市立小・中学校教科用図書の採択についての審議に入ります。

まず、平成29年度使用教科用図書採択事務について説明願います。

学校教育課長

【説明要旨】

- 平成29年度使用教科用図書については、6月28日の調査員会を経て、7月7日の採択協議会において、学校教育法附則第9条に規定される教科用図書の選定を行った。
- 本市と上三川町で1つの採択地区を構成しており、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』において、採択協議会の協議結果に基づき、採択地区ごとに同一の教科用図書を採択することと定められている。
- 小・中学校で使用される教科用図書については、『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令』において、同一の教科用図書を採択する期間を4年間と定めており、今年度は小中学校ともに、昨年度と同一の教科用図書を採択する。

教育長

それでは、小・中学校教科用図書の採択を行います。小学校及び中学校の教科用図書については、先ほどの説明にありましたとおり、4年間同じものを採択することとなっておりますので、平成29年度使用小・中学校教科用図書は資料に示されている教科用図書を採択することとしてよろしいでしょうか。

(全員了承)

教育長

それでは、これらを採択いたします。

教育長

次に、特別支援学級用教科用図書の採択について説明願います。

教育センター所長

【説明要旨】

- 特別支援学級においては、①文部科学大臣の検定を経た教科用図書、②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、③学校教育法附則第9条に規定されている図書の中から、児童生徒一人ひとりの状況に応じ、毎年度種目ごとに1冊選択することとなる。
- 特別支援学級用教科用図書は、中学校教科用図書の採択替えの年度に、学習指導要領や社会の動きに適合しているかを再調査することとしており、それ以

| | |
|----------|---|
| | <p>外の年度は、新たに追加採択する図書があるかどうかを調査することとしている。</p> <p>○ 文部科学省からは、「可能な限り系統的に編集されており、教科の目的に沿う内容が適切であり、特定の題材もしくは一部の分野のみを取り扱っている図書や参考書、図鑑類、問題集等は適切でないこと」との指導があることから、適切な図書が無い場合は採択されない教科が生じることもある。</p> |
| 教育長 | 説明が終わりましたが、質疑などありますか。(特になし) |
| 教育長 | <p>それでは、次に<small>小学校特別支援学級及び中学校特別支援学級 学校教育法附則第9条図書について</small>説明願います。</p> |
| 教育センター所長 | <p>【説明要旨】</p> <p>○ 近年、本市においては、障がいのある児童と障がいのない児童の交流が積極的に行われており、特に、音楽、図画工作、体育では、特別支援学級在籍児童の約半数が、交流学級で検定本を用いて授業を受けている。</p> <p>○ 小学校特別支援学級の附則第9条図書は、書写、社会、図画工作の3種3社4点について検討を行ったが、いずれも内容が限定的であり、教科用図書としては不十分であるとの意見があったことから、採択協議会において選定された教科用図書はなかった。</p> <p>○ 中学校特別支援学級の附則第9条図書は、書写、数学の2種2社3点について検討を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 書写については、生徒の実態を踏まえ、行書や毛筆の内容がなくとも、教科用図書として十分であるとの意見があった一方で、生徒が様々な内容を幅広く経験することが大切であるから、教科用図書としては不十分であるといった意見が多数であったことから、採択協議会において選定された教科用図書はなかった。 ・ 数学については、表紙の「小学〇年」という表記が好ましくなく、また、問題集的な要素が強く、教科用図書としては不十分であるとの意見があったことから、採択協議会において選定された教科用図書はなかった。 |
| 教育長 | 説明が終わりましたので、図書の閲覧をお願いいたします。 |
| | 【教科書閲覧】 (約15分間) |
| 教育長 | ただいま、図書の閲覧をしていただきましたが、質疑などありますか。 |
| 若度委員 | やはり、本年度調査研究の対象となった図書は、教科用図書とするには不十分であると感じた。 |
| 大場委員 | このように十分な調査、検討をしていただき、非常にありがたいと感じている。 |
| 山田委員 | 補助教材としてであれば、本年度調査研究の対象となった図書の使用可能性もあるが、教科用図書としては不十分であると感じた。 |
| 教育長 | それでは、小学校及び中学校特別支援学級の学校教育法附則第9条図書については、追加採択なしと決定してよろしいでしょうか。 |

(全員了承)

教育長

それでは追加採択なしと決定いたします。

教育長

次に、**検定本及び著作本等の採択について**説明願います。

教育センター所長

【説明要旨】

- 特別支援学級において使用が認められている、①文部科学大臣の検定を経た採択済みの下学年の教科用図書、②文部科学省が著作の名義を有する教科用図書、③学校教育法附則第9条に規定されている図書については、昨年度採択されたものと同じの図書を採択する。

教育長

説明が終わりましたが、質疑などありますか。(特になし)

それでは、資料に示されている教科用図書を、本市教育委員会として採択してよろしいでしょうか。(全員了承)

それでは、これらを採択いたします。

教育長

以上で議事は終了となりますが、委員の皆様から何かご意見などございますか。(特になし)

無いようですので、事務局から連絡事項をお願いいたします。

事務局

連絡事項説明

① 第14回教育委員会等の日程について

- ・ 8月19日(金) 午後1時15分～ ふれあいティータイムトーク
午後3時～ 定例会

② 市議会と教育委員会との意見交換会

- ・ 8月23日(火) 午後3時～

教育長

以上をもちまして、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後2時00分

署名委員

署名委員
